



江別のみなさん、こんにちは。
10月です。芸術、スポーツ、そして食欲の秋です。
北海道の短い秋を、思う存分楽しみたいものです！
同時に、そろそろ冬支度の事も考えていかななくてはなりませんね。
気になる所は、酷くなる前に直す事をお勧めします。

東京防災へ
防災準備を始めましょう！！

代表取締役社長 石崎 昭仁

いよいよ消費税率10%です!

※：消費税率据置きの場合は、色々な制度も保留になります。ご注意ください。

いよいよ消費税率10%です。消費者としては今回の制度の目玉、軽減税率適用判断が色々難しいですね!。住宅建築、リフォーム等では、税率は10%ですが増税対策が行われています。すまい給付金の増額、住宅ローン控除の3年間延長、次世代住宅ポイントなど、増税分2%に匹敵する対策が行われています。考え方によっては消費税率8%の時と比較して遜色のない様に対策が行われています。すまい給付金についても消費税率8%の時と比較して、最大で20万円増額され、最大50万円の支給額になります。

では、すまい給付金についておさらいをしてみましょう!!。下記表をご覧ください。家族構成、納税金額により、すまい給付金の給付額が決まります。新築住宅をご検討の方は、増税対策の施策をうまく活用すると負担軽減になりますね!。支給金額等の詳細は、下記サイトよりご確認ください。

1 給付額

住宅取得者の取得時に適用される消費税率に応じ設定されています。
収入額(都道府県民税の所得割額)によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額(千円未満切り捨て)が給付されます。

給付額 = 給付基礎額 × 持分割合

収入額の目安(都道府県民税の所得割額)によって決定

収入の確認方法 | 市区町村が発行する課税証明書*1に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。

消費税率8%の場合		消費税率10%の場合	
収入額の目安	都道府県民税の所得割額*2	収入額の目安	都道府県民税の所得割額*2
425万円以下	6.89万円以下	450万円以下	7.60万円以下
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下
		600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下
		675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下

令和元年9月30日で終了予定

給付基礎額: 10万円, 20万円, 30万円, 40万円, 50万円

注: 現金取得者の収入額(目安)の上限650万円に相当する所得割額は13.30万円です。
夫婦(妻は収入なし)及び中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額の目安です。

例	住宅取得者	持分割合	居住の有無	給付基礎額	給付額
	ご主人	50%	有	20万円	10万円 (=20万円×50%)
	奥様	30%	有	30万円	9万円 (=30万円×30%)
	父親	20%	無	30万円	給付なし (居住していないため)

*ご主人・奥様はそれぞれ申請が必要。

給付額は、すまい給付金ホームページでかんたんに確認できます
(http://sumai-kyufu.jp)

もらえる給付金額が
サッと計算できる
シミュレーションはこちらから。



食品などの消費税率の取り扱いについて!

いよいよ消費税率が上がり、消費税率10%の時代が来ました。そこで食品などにかかる消費税率について少し調べてみました。下記表をご覧ください。この表で疑問が出たのは...みりん、料理酒です。みりん風が税率8%で、本みりんが税率10%。何か腑に落ちない感じです。みりんは料理に使用するものですよ!。よ〜く調べたら...料理酒(不可飲処置された物を除く)はお酒として扱われ、これはなんとなく理解ができますが、本みりんはちょっと理解に苦しみますね!。本みりんは、アルコールが1%以上という括りの様です。

8% (軽減税率)		10% (標準税率)	
飲食品 不可飲処置とは、食塩や酢などを添加し、飲用に適さない処理をされた物を言う様です。	<ul style="list-style-type: none"> 精米、野菜、精肉、鮮魚、乳製品、パン類、菓子類など 食用の水 ミネラルウォーター ノンアルコールビール、甘酒、みりん風調味料(アルコール分1%未満)、料理酒(不可飲処置された物) 	飲食品に該当しない	<ul style="list-style-type: none"> 家畜用動物、鑑賞用の魚 保冷用の氷、ドライアイス 水道水 酒類(ビール、ワイン、日本酒、みりん・料理酒(不可飲処置されていない物)など)
飲食品の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> テイクアウト、出前 学校給食、有料老人ホームなどで提供される食事 ホテルや旅館の客室冷蔵庫内の飲料(酒類は除く) 果物狩りで収穫した果物の購入 	飲食品の譲渡に該当しない	<ul style="list-style-type: none"> レストラン、出張料理、屋台などでの食事 社員食堂、学生食堂での食事 ホテルのルームサービス 果物狩りで収穫した果物の果樹園内での飲食
新聞の譲渡	週2回以上発行される定期購読の新聞	新聞の譲渡に該当しない	<ul style="list-style-type: none"> 電子版の新聞 コンビニなどで販売される新聞

また水道水は大半が洗濯、お風呂、トイレなどに使用されているとの事で、軽減税率から外され10%となっています。価格の表示の仕方について、不特定多数の人に物を販売する様なお店の場合、総額表示が基本ですが、令和3年3月31日まで税抜き表示でも良いとされています。価格を見て安い!!と思い、レジに行ったら+消費税でびっくり!!なんて事も多々あります。しっかり値札を見て間違いのない様にしたい物です。補足ですが、1%を超えるアルコール分でも食塩等の添加物を入れ、飲料用に適さない対策をされている物は食品として扱われる様です。難しいですね!!。

プレミアム付商品券のご案内です!!

住民税の非課税対象と思われる方に、江別市よりプレミアム付商品券の申請申し込み書が配布されていると思います。現役世代の収入の方は、対象より外れる場合が多い様ですが、もう一度ご確認ください。

収入が多くても、ご主人様が多くの扶養家族をお持ちの場合、対象となる場合があります。また収入が、国民年金のみの世帯の方でも、対象の場合があります。折角ですので申請してみたいかがでしょうか?。申請書が届いている場合は可能性がある世帯様のようです。早めの申請をおすすめします。

お問い合わせは、プレミアム付商品券事業事務室 プレミアム付商品券事業担当 Tel: 011-381-1092 まで。

内閣府 MENU

確にん

プレミアム付商品券

申請受付が始まっています。

25%お得なプレミアム付商品券